

五児童館ガイド(8月)

【夏】は夏休み体験教室(申込制)
★は(申込制)

【我如古】児童センター TEL・FAX897-6767

4日(木)	【夏】ジェルジュムボックス	10:00~12:00
6日(土)	【夏】チョークアート	10:00~12:00
8日(月)	【夏】くるくるクリアバッグ	10:00~12:00
10日(水)	【夏】タイダイ染めでエコバッグ	10:00~12:00
12日(金)	【夏】シャコ貝シーサー	10:00~12:00
13日(土)	ピカピカ大作戦&流しうめん	10:00~12:00
13日(土)	【夏】ロボ木〜	14:00~16:00
19日(金)	ウォーターフェスティバル	14:00~16:00
24日(水)	アラフープ検定	15:00~16:00
26日(金)	一輪車検定	16:00~17:00

【新城】児童センター TEL・FAX892-8888

3日(水)	【夏】おてだまヨーヨー作り	10:00~12:00
4日(木)	【夏】ガラスアート	10:00~12:00
5日(金)	チャレンジ大会	16:00~17:00
13日(土)	【夏】ランチクッキング	10:00~12:00
19日(金)	映画会	15:30~17:00
23日(火)	おばけやしき	10:00~17:00
24日(水)		
26日(金)	館外学習	9:00~16:00
31日(水)	カブラ大会	16:00~17:00

【赤道】児童センター TEL・FAX 892-3397

1日(月)	★ピクニック	8:30~16:00
2日(火)	ガーデニング	14:00~15:00
3日(水)	【夏】貝の工作	13:00~15:00
6日(土)	【夏】夜のセンターで遊ぼう	17:30~20:30
9日(火)	【夏】チョークアート	14:00~16:00
10日(水)	【夏】ガラス絵の具アート	14:00~16:00
12日(金)	怪談紙芝居	14:00~15:00
19日(金)	【夏】ランチ作り	10:00~12:00
20日(土)	ウォーターランド	14:00~17:00
24日(水)	【夏】メッセージボード	14:00~16:00
27日(土)	グリーン作戦&そうめん流し	15:00~17:30

【大山】児童センター TEL・FAX890-0015

1日(月)	【夏】お手玉ヨーヨー作り	14:00~16:00
6日(土)	【夏】レジンアクセサリー作り	10:00~12:00
6日(土)	【夏】布ぞうり作り	14:00~16:00
8日(月)	折り紙・着付け教室	15:00~17:00
18日(木)	うなばら保育所との交流会	10:00~12:00
18日(木)	映画会	13:00~15:00
20日(土)	グリーン作戦&そうめん流し	10:00~13:00
22日(月)	軽スポーツ	16:00~17:00
24日(水)	すいか割り	14:00~15:00
26日(金)	しぎん・紙芝居	16:30~17:00
1日(月)~26日(金)	カブラ大会	10:00~12:00 13:00~17:00
27日(土)	ワックスがけ(一日閉館)	終日
30日(火)	英語であそぼう	14:00~15:00

【大謝名】児童センター TEL・FAX897-4117

3日(水)	映画会	14:00~16:00
4日(木)		
18日(木)	宿題・ランチデー	10:00~12:00
25日(木)		
5日(金)	人形劇 トロイメライ	14:00~15:00
6日(土)	【夏】布ぞうり	10:00~12:00
6日(土)	【夏】レジンキーホルダー	14:00~16:00
9日(火)	【夏】ルームプレート	14:00~16:00
10日(水)	【夏】デコスーツ	14:00~16:00
12日(金)	【夏】デコスーツ	14:00~16:00
13日(土)	サマーフェスティバル	13:00~15:00
19日(金)	【夏】貝シーサー	14:00~16:00
20日(土)	グリーン作戦・そうめん流し	10:00~12:00
24日(水)	映画会	14:00~16:00
24日(水)	【夏】絵画教室	10:00~12:00
26日(金)	【夏】カラーセラピー	14:00~16:00

8月1日(月)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料第1期の納付期限です!

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、金融機関に加え、コンビニエンスストアでも納付できます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方は、納期限までの納付ご協力をお願いします。納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が増算されますのでお早目の納付をお願いします。国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関するご相談については下記までご連絡ください。

【相談内容】

- ・納付書を無くしたので、再発行してほしい。
- ・口座振替の手続きをしたい
- ・督促状、催告書が届いたが・・・
- ・納付について相談したい
- ・保険証の切り替えがまだだけど・・・



※平成28年度(平成27年中 1~12月)の申告はお済みでしょうか。

まだの世帯は、軽減や算定等で不利益になる場合があります!

簡単便利な口座振替を!!

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け大変便利です。また、口座振替を一度お手続きいただくと、翌年度以降も自動的に継続されますので、簡単・安心・便利な口座振替をご利用ください。

お手続き方法

納税通知書・預金通帳・通帳の届け出印を持って、口座のある指定の金融機関または国民健康保険課窓口にてお申込みください。

※お申込みから振替開始まで1か月程かかります。

☎国民健康保険課 保険税係 内線141~145 後期高齢者医療係 内線146

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在、「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、7月31日までしか使用できません。8月1日以降も引き続き適用を受けるためには、再度更新の申請が必要です。7月1日から更新の申請を受け付けておりますので、8月末日までに更新をお願いします。



申請に必要なもの

- ▶対象者の被保険者証
- ▶印鑑
- ▶対象者および世帯主のマイナンバーが分かるもの(通知カード等)
- ▶来所する方の身分証

☎国民健康保険課 給付係 内線138・158

移動じどうかんじゃんけんぽん(8月)

時間 14:00~17:30(長田15:00~17:30、我如古14:00~17:00)

野1区	25日	野3区	24日	普1区	10日	普3区	12日・26日
宜野湾	1日・29日	長田	4日	我如古	5日	真栄原	3日・31日
真志喜	8日・22日	嘉数ハイツ	19日				
☎我如古児童センター ☎897-6767							

(仮称) 森川保育園 開所に伴う入所案内

平成28年10月1日に(仮称)森川保育園(場所:宇地泊第2土地区画整理地内仮換地6街区1区画地※保育課のホームページにて地図を確認いただけます。)の開所を予定しています。それに伴い、入所希望者を募集します。期限までに新規申込および入所希望園の変更申出を行った方が追加入所案内の審査の対象となります。

受付期限 7月19日(火)~8月12日(金)まで ※土日祝日除く

受付時間 9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

受付場所 市役所1階 保育課

対象児童 宜野湾市民で、生後3カ月~小学校就学前までの保護者の共働き等により保育を必要とする認定を受けた児童

案内予定人数 ※変更がある場合があります。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
12名	15名	17名	18名	18名

※育児休業中の方は、平成28年10月31日までに職場復帰をする方が審査の対象となります。

復帰日の変更をする方も上記期限までに職場復帰日変更後の記載がある勤務証明書を提出してください。

☎保育課 内線176・178



「みんなで支える介護保険」65歳以上の方へ 7月上旬に介護保険料の通知書を発送します!

介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と、国・県・本市からの公費を財源としています。平成28年度の介護保険料の決定に伴い、65歳以上の被保険者の皆さまへ年間の介護保険料額の通知書を7月上旬に送付します。

保険料の額・納付方法

40~64歳(第2号被保険者)の方

加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます。※各加入機関でご確認ください。

65歳以上(第1号被保険者)の方

保険料は、本人の所得状況や世帯員の市民税課税状況などに応じて、14段階のうちいずれかに決まります。本市から届く通知書でご確認ください。

特別徴収(年金からの天引き)

年金受給額が年間18万円以上の方が対象です。老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金等の定期支払の際、受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

年間保険料額と8・10・12月および平成29年2月分の特別徴収額、並びに平成29年4・6・8月分の仮徴収額が記載された通知書を送付します。

普通徴収(口座振替や納付書で納付)

年間保険料額の通知書と7月~平成29年2月(8回分)の納付書を送付します。口座振替の方には、通知書のみ送付します。

※なお、65歳になられたばかりの方や転入されて間もない方は、天引きの準備が整うまでは普通徴収になります。

☎介護長寿課 内線189・167・166



第三者行為(交通事故等)で介護が必要になったときは市への届出が必要です!

市への届け出が義務となりました。

交通事故などで他人(第三者)から被害を受け、要介護状態になったり、要介護度が重度化した場合、その介護にかかる費用は相手方(第三者)が負担するのが原則です。

介護保険サービスに係る費用の8割もしくは9割分の保険給付のうち、相手方(第三者)が負担すべき分を、まずは保険者(宜野湾市)が相手方(第三者)に代わって介護保険のサービス事業者へ立替払いを行います。後日、保険者(宜野湾市)が相手方(第三者)に対して保険者負担額について損害賠償請求を行います。

交通事故で他人(第三者)から被害を受けたことが原因で、介護保険サービスを利用する場合は、介護保険施行規則の改正により、平成28年4月1日より市への届出が義務となりました。

提出書類

- ①第三者行為による被害の届出書
- ②同意書
- ③事故発生状況報告書
- ④交通事故証明書(自動車安全運転センター沖縄県事務所にて発行)

※詳細につきましては、市のホームページからご確認ください。

☎介護長寿課 内線170

